

## 令和5年度 第6回全体庁議（8月4日開催）

区分	審議 報告	案件名 (担当部)	(5) (仮称) 帯広市障害者共生まちづくりプラン（骨子案） について[市民福祉部]
----	-------	--------------	---

### ■ 提案・報告の趣旨

障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定した第三期帯広市障害者計画(令和2年度～令和5年度)及び第六期帯広市障害福祉計画(第二期帯広市障害児福祉計画)(令和3年度～令和5年度)が、令和5年度で計画の最終年度を迎えるため、次期計画の策定に向け、計画を統合する方向で、「(仮称)帯広市障害者共生まちづくりプラン」として骨子を作成したことから、令和5年8月23日に開催される厚生委員会に報告するもの。

### ■ 提案・報告の主な内容(概要)

#### 1 計画の策定にあたって

障害者計画と障害(児)福祉計画は、根拠法や所掌範囲、計画期間などが異なっていることから、これまで個別に策定していたが、ともに、一人ひとりの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指す計画であることから、1つの計画に統合し、障害のある人もない人も一緒にまちづくりに参加する姿を目指し、計画の名称を「(仮称)帯広市障害者共生まちづくりプラン」とする。

計画期間は、北海道の次期計画策定に係る検討状況などを踏まえ、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、令和8年度に国の基本指針の改定を踏まえたサービス量の見直しを行う予定。

#### 2 障害のある人の状況について

令和5年3月末時点で、身体・知的・精神の3障害を合わせて13,230人、難病を含めると15,033人(各手帳所持・難病患者の重複も含む)。

身体障害のある人は減少傾向、知的障害のある人・難病患者は増加傾向。

#### 3 取り組みの現状と課題

第三期計画の3つの基本的視点ごとに、取り組みと指標の推移、アンケートや市民意見などから見えてきた課題について整理を行った。

#### 4 計画の理念・目標と施策の体系

市民が支え合い、暮らしと生きがいをつくることを目的とした地域福祉計画等を踏まえ、障害福祉を取り巻く諸課題に対し、障害のある人や家族、行政・福祉関係者・企業等のあらゆる主体が、それぞれの役割を担いながら、協働で解決を図る共生のまちづくりの視点を意識して、基本理念を「障害の有無によらず、誰もが地域社会の一員として共生するまちづくり」とする。

また、基本理念の実現に向け、これまでの課題を踏まえ、3つの目標と8つの施策を設定する。

##### I. 共に過ごし、理解し合える地域をつくる

…(1)理解と交流の促進、(2)権利擁護の推進

##### II. 地域で安心して暮らせるための支援体制をつくる

…(3)相談支援と情報提供の充実、(4)生活支援の充実、(5)療育・教育の充実、(6)安全安心な生活環境の整備促進

##### III. 希望に応じ社会参加できる環境をつくる

…(7)社会活動の充実、(8)就労支援の充実

#### 5 サービス等の見込み量

施策の推進に向け、今後必要とされるサービス量を見込み、提供体制の確保を図るもの。

(1)障害福祉サービス等、(2)障害児通所支援、(3)地域生活支援事業

市民等アンケート結果については、主に骨子の課題の根拠となる設問を抜粋。

### ■ 今後のスケジュール

令和5年8月	帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会協議 厚生委員会へ計画骨子について報告
11月	障害者支援部会協議、厚生委員会へ計画原案について報告
12月	計画原案に対するパブリックコメントの実施
令和6年2月	障害者支援部会協議、厚生委員会へパブリックコメント結果及び計画案について報告
3月	成案

### ■ 審議結果

同内容で8月23日の厚生委員会へ報告することで了承された。

### ■ その他、指摘事項等

特になし